



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年2月7日火曜日 第2846号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	(経営支援課).....	57
土地改良区の合併.....	(農地整備課).....	58
土地改良区の合併による解散.....	(").....	58
建設業者の営業の停止命令.....	(土木管理課).....	58
道路の区域変更(県道久谷森松停車場線).....	(中予地方局管理課).....	58
道路の供用開始(").....	(").....	58
道路の区域変更(県道美川松山線).....	(").....	59
道路の供用開始(").....	(").....	59
道路の区域変更(県道中山双海線).....	(").....	59

公 告

土砂災害情報相互通報システム構築詳細設計業務の委託.....	(砂防課).....	59
--------------------------------	------------	----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第108号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成29年2月7日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ドラッグコスモス氷見店
西条市氷見字林下乙2010-1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 宇野 正晃
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 宇野 正晃
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成29年9月21日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,375.85平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

46台

イ 駐輪場の収容台数

10台

ウ 荷さばき施設の面積

27平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

9立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成29年1月20日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表

者の氏名
 イ 当該大規模小売店舗の名称
 ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
 (2) 提出先
 愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

したので、同日合併後存続する西条市禎瑞土地改良区の定款を変更した。
 平成29年 2月 7日
 愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第109号

西条市禎瑞土地改良区から認可申請のあった西条市禎瑞土地改良区及び西条市禎瑞上部土地改良区の合併は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、平成29年2月1日認可

○愛媛県告示第110号

西条市禎瑞上部土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、西条市禎瑞土地改良区と合併したので平成29年2月1日解散した。
 平成29年 2月 7日
 愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第111号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成29年 2月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 日 月 年	商 号 又 他 名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	営業の停止を命じた年月日	停止を命じた営業の範囲	営業の停止を命じた期間	営業の停止を命ずる原因となった事実
(特 - 27) 第17547号	平成27年 7月27日	井関農機株式会社	木下榮一郎	松山市馬木町700	平成29年 1月24日	全国における建築工事業及び機械器具設置工事業の営業のうち、公共工事に係るもの及び補助金等の交付を受けている民間工事に係るもの 注1 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。 2 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。 3 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。	平成29年 2月8日から 3月9日まで (30日間)	井関農機株式会社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成23年4月5日以降、農業協同組合等が、北海道の区域において、一般競争入札、一般競争見積、指名競争入札、指名競争見積又は見積り合わせの方法により発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設等の製造請負工事等について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成28年2月10日に同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受け、当該命令が確定している。

○愛媛県告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 2月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	久谷森停車場線	松山市久谷町甲55番2地先から 同町甲66番1地先まで	旧	メートル 3.6~7.2	キロメートル 0.045	
			新	4.8~17.3	0.045	

○愛媛県告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 2月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久谷森松停車場線	松山市久谷町甲55番2地先から 同町甲66番1地先まで	平成29年2月7日

○愛媛県告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年2月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川松山線	東温市上林字札場道東甲2565番3から 同市上林字永野夜燈場上甲2582番2地先まで	旧	メートル 7.8~13.2	キロメートル 0.147	
			新	8.9~15.4	0.147	

○愛媛県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年2月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川松山線	東温市上林字札場道東甲2565番3から 同市上林字永野夜燈場上甲2582番2地先まで	平成29年2月7日

○愛媛県告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年2月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	中山双海線	伊予市双海町佐礼谷丙3番2地先から 同町佐礼谷丙63番1地先まで	旧	メートル 4.5~12.6	キロメートル 0.277	
			新	8.4~25.4	0.277	

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年2月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

砂情第1号測の1

土砂災害情報相互通報システム構築詳細設計委託業務

(2) 委託業務名及び数量

土砂災害情報相互通報システム構築詳細設計委託業務 一式

(3) 委託業務の内容等

仕様書による。

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から平成29年3月31日（ただし、本件の契約にかかる予算について、次年度への繰越しが議会で可決されたときは、平成29年12月20日まで。）

(5) 委託業務の履行場所

仕様書による。

(6) 入札方法

ア この入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）

に基づき、所定の手続により紙入札を承諾した場合を除き、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムの利用登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合は、紙入札により行うものとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26年度、平成27年度及び平成28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 砂防分野のシステム開発の実績があること。なお、当該実績にかかる業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に請負させたものは、実績としては認めない。
- (3) 本業務で「管理技術者」として配置する予定の技術者が、砂防分野のシステム開発の従事経験があることを証明したものであること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県土木部河川港湾局砂防課

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2700

- (2) 入札書の受領期限

ア 電子入札による場合は、平成29年3月21日（火）から同月23日（木）までの電子入札システムの稼働時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）以外の日の午前9時から午後8時まで（最終日は午後5時まで）をいう。以下同じ。）に提出すること。

イ 紙入札による場合は、平成29年3月21日（火）から同月23日（木）までの受付期間中（県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

ウ 郵送等により入札書を提出する場合は、平成29年3月23日（木）午後5時までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成29年3月24日（金）午前10時

愛媛県庁第二別館5階土木部入札室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 入札参加申請書の受領期限

- (ア) 電子入札による場合は、平成29年2月7日（火）から3月3日（金）までの電子入札システム稼働期間中に提出すること。

- (イ) 紙入札による場合は、平成29年2月7日（火）から3月3日（金）までの受付期間中に3(1)に掲げる場所へ持参又は郵送により提出すること。

イ 郵送等による入札参加申請書の取扱い

郵送等により入札参加申請書を提出する場合は、平成29年3月3日（金）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否
要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に遂行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Detailed design for development of the Ehime Sediment related disaster information system , 1 set

- (2) Time limit of tender: 5:00 p.m . , 23 March 2017

- (3) For further information , please contact: Erosion and Sediment Control Division , River and Harbor Subdepartment , Public Works Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2700